

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（金融庁）

制 度 名		金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正（適格機関投資家関係）に伴う所要の税制措置	
税 目		法人税、登録免許税	
要 望 の 内 容	<p>金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に規定する適格機関投資家（有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者）の範囲を定めている金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（以下「定義府令」という）を改正するにあたり、租税特別措置法上の「機関投資家」の範囲に海外年金基金を追加するなど所要の税制措置を行うこと。</p>		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （－ 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 金融商品取引法上の適格機関投資家私募又は適格機関投資家私売出しの範囲の拡大等を行うことにより、私募又は私売出し市場の活性化を図ることを目的とする。</p>		
	<p>(2) 施策の必要性 適格機関投資家について定義府令を改正するにあたり、私募又は私売出し市場の活性化を図るとともに、不動産ファイナンス市場へ長期資金を呼び込む観点から、租税特別措置法上の「機関投資家」の範囲に海外年金基金を追加するなど所要の税制措置が必要である。</p>		
今 回 の 要 望 に	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ 円滑な金融等 1 活力ある市場を構築すること (1) 多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度の整備・定着
		政策の達成目標	(政策目的と同じ。)
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする。

		同上の期間中の達成目標	(政策目的と同じ。)
		政策目標の達成状況	関連せず。
	有効性	要望の措置の適用見込み	特定目的会社の発行する特定社債への海外年金基金からの投資が見込まれる。 (平成22年3月末の特定目的会社数：1,024社)
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	海外年金基金が特定社債に投資できるようになることにより、我が国不動産ファイナンス市場に長期資金を呼び込むことができる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし。
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし。
		要望の措置の妥当性	海外年金基金は長期資金を提供し得る有力な資金の出し手であり、海外年金基金が特定社債に投資できるようになることにより、我が国不動産ファイナンス市場に長期資金を呼び込むことができる。
	これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	関連せず。
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	関連せず。
前回要望時の達成目標		なし。	

	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	なし。
これまでの要望経緯		なし。